

第 1 1 回議会運営委員会記録

令和 2 年 2 月 3 日

【開催日】 令和2年2月3日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時56分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
産業建設常任委員会委員長	中村博行	産業建設常任委員会副委員長	藤岡修美
傍聴議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介		

【付議事項】

- 1 執行部正常化のための緊急を要する陳情書
- 2 モニター意見について
- 3 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項について
- 4 議会基本条例の検証について
- 5 議員研修会について
- 6 その他

午前10時 開会

笹木慶之委員長 皆さんおはようございます。それでは、第11回の議会運営

委員会を開催させていただきます。審議に当たっては、皆さん方の積極的な御発言をそれから御協力をよろしくお願いしたいと思います。それではまず付議事項第1点目、執行部正常化のための緊急を要する陳情書について、審議をお願いしたいと思います。資料1ということで今御手元に配付してありますが、一応、事務局のほうからちょっと説明っていうか、ポイントだけ。いいですか。

中村議会事務局議事係長 ちょっとここに出した経緯をこちらからっていうことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）11月の19日でしたかね、日にちはすいません、第3回の議会運営委員会において、通常陳情書の取扱いについては、申し合わせ事項、会議規則等に基づいて処理をするようになっておりますが、急ぎの案件、急施を要するような案件が出た場合の処理についてどうするかっていうことを、たしか議会運営委員会の中でお諮りをいたしました。その際に、この議会運営委員会の中においては、陳情自体は、議長宛てにまず出ます。そこで、急ぐような案件かどうかを議長が悩まれた場合には、正副議長、正副委員長を交えて十分事前に協議をして、その際は議会運営委員会に諮って決定するとなりましたので、議長宛てに出て、その流れで、今回、陳情書、付議事項として上げているということになります。以上です。

笹木慶之委員長 今、事務局のほうから、11月ときの議運の中での経緯は、説明がありました。本件については、そのことに基づいて、今回、審議をお願いするという事になったということになります。まあ、そこで、要は、ここに書いてあるところは全部読んでもしょうがないんで読みませんが、主文として、議会と執行部との信頼関係を確立し、健全で正常な関係修復のために市執行部の姿勢を問うべきであるという、このことなんですよね。以下の理由、それから補足等については、これを補うものとしてこういう事案があったよということの確認がされておることなんです。この内容については、一応事案とすれば、全て産建の委員会に関係するものと、この中には書いてありますが、そういうこと

でよろしいでしょうかね。まず確認します。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そういった中で、さあ、どうしましょうかね。いきなり委員外議員として呼んでこの状況を聞くのがいいのか、あるいは、中にあの、もう既に委員もいらっしゃいますので、その経緯を踏まえた中での方法がいいのか。

高松秀樹委員 委員長が言われるように、まず、この議会運営委員会として今回の陳情書をどのように扱うのかということだと思んですが、今事務局から説明がありましたように、第3回の議会運営委員会において、緊急性等を参酌した中で、例外的な取扱いを必要に応じて講じていくというふうな確認がされたというふうにまず理解をしております。皆さん御存じのように、陳情は請願と同じような取扱いをするのが常ではありますが、今回、この陳情が緊急性を有するという事で、議運の中で緊急性があるという認定がされるのであれば、これは至急取り扱う必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

笹木慶之委員長 今、高松委員のほうからそういう発言がありましたが、ほかの方はいかがでしょうか。

長谷川知司副委員長 この第3回の緊急を要するという、その緊急を要するとはどういうことかと。私なりの考え、個人の考えなんですが、あくまでも人命、そして防災と私は解釈しておったわけです。この度のこれにつきましても、この陳情が緊急を要するかどうかは人それぞれ考え方はあると思いますが、まず人命防災についてはちょっとこれは違うのかなと思います。そうした中で、じゃあどうするのかといったときに、担当委員会でこれはやはり、今、実際、所管事務調査で調査されている問題だと思いますので、そこを再度確認することによって、この陳情書は所管事務調査のほうにもう任すというやり方ができるかどうか。そこを担当委員会のほうで聞いてみたいと思います。

笹木慶之委員長 はい、今、副委員長が言われたのは、今継続審議中ということですよ。で、審議をしておると。そういう経過の中で、実情を聞いた中で判断していくことのほうがいいんじゃないかということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そういう意見がありました。ほかの方はいかがでしょうか。

高松秀樹委員 今のは、結果的には、産建に送付を議運からすべきだということなんでしょうか。あくまでもこれは陳情書の取扱いを議会運営委員会でどうするのかっていうのがまず第一だと思うんですよ。で、取扱いを決めれば、これはあとは委員会独立ですから委員会の中でいろんな審査がされるというふうに僕は理解しています。

長谷川知司副委員長 要するに、緊急というのであれば、3月議会の前にもすぐ扱わんにゃいけんわけですね。通常の陳情であれば3月の議会のときに扱うわけですね。その判断をどうするのかっていうのが今、課題じゃないかなと思うんですね。

高松秀樹委員 緊急性の認定はですね、この議会運営委員会でやっぱりしていくべきだと。で、議運で、これ緊急性があるということであればですね、そういうふうな決定をして産業建設常任委員会に送る形になると理解をしています。

笹木慶之委員長 問題はそこの判断の問題ですよ。以前は、ここに書いてあるように原則論重視で来たということですよ。そういった中で、いろんな含みを持って、いわゆるスピーディーに処理すべき事項はスピーディーにすべきだというベースのもとに、やはり案件に応じて協議をして、状況を見て判断するというのが第3回目の議運の中で諮られた処理の方法だと思うんですよ。さてじゃあ、この件でどうするかということなんですが。

伊場勇委員　もちろんこの内容のこともあると思うんですけども、この緊急を要する陳情書の内容も、私は緊急を要すると思うんですね。その進め方において、やっぱり議運がしっかり方向性を出してから聞かないと、聞かれるほうもちょっと困るところもあるんじゃないのかなと思うんですね。だから、議運は議運でやっぱりその姿勢を初めに出すべきだというふうに僕は思っています。以上です。

笹木慶之委員長　だから、その方向性をいかが判断するかということは今聞いてるわけで、ね。だから、もちろん議運としての方向性を出した中で聞かないと意味がないんじゃないですかね。ということで、こういう事態がこうこう起こっているが、我々としてはこうなんだけれども、現在継続審議中の中で、もう一部審議しておられるかも分からんけれども、そこは聞いてみんにゃ分かりませんが、そういったところ。だから、多少イレギュラーの部分があるけれどもやね、だから、正面からどんとということではなしに、準拠した形で処理するというような形のこともあるかもしれません。だから、その辺りをどう判断するかということですが。

高松秀樹委員　今まで我々市議会は、請願については、きちんとした手続の下で行ってきたというふうに理解しております。今回は陳情ですが、議会基本条例は、陳情も請願も同じ取扱いになっているんですが、こういう陳情及び請願について、特に今回の陳情については、非常に重要な市民参加の機会というふうに捉えると、僕は柔軟な対応をしても差し支えないと。つまり今、便宜的に今回取り計らいを議運の中で決定をすべきだというふうに思っています。

笹木慶之委員長　今のような状況に鑑みて、便宜的な形であるけれども、いわゆる原則論ではなしに、やはり取り上げてただすべきだという意見だと思いますが、ほかの皆さんいかがでしょうか。

奥良秀委員　これは執行部の正常化ということで、先ほど長谷川副委員長が言

われた要は生命とか、そういう危険とかっていうことにはどうなのかな
ということはあるんですが、担当委員会等々の兼ね合いもありますので、
この議会運営委員会でうんぬんかんぬんではなくて、やはり担当委員会
が今、閉会中審査をもしかしたらされてるかもしれませんし、その辺の
考えもよく聞いて判断されたほうがいいと思います。

笹木慶之委員長 ということですが、はい。

高松秀樹委員 再度言いますが、陳情書の取扱いは議会運営委員会において決
定をするということだと思いますので、まず議運の中でどういう取扱い
をするのか決定をすべきだというふうに思います。

笹木慶之委員長 はい、そうですね、この判断は議運に委ねられておるとい
うことなんです、その判断が、いかななものかというところで、議長の
ほうから議運に提示された。したがって、これに答えを出していか
ないと、前に進めないということなんです。ただ、経緯とすれば、確かに
産建で継続審議中であるということですが、やっぱりその方針を決め
ないことには、呼んでも指示のしようがありませんからね。ということ
ですが、先ほど高松委員が言われたように、全てがこうだということ
ではないけれども、状況から見て便宜的に、今回はそういう方向で処理し
ていこうかということなんですよね。それに対して、いかがお考えか
ということをお聞きしたい。

河野朋子委員 今の高松委員の意見に対して、私もやはりこのもちろん命とか
そういった災害とかそういったところとは少し違いますが、市民から出
たそういう切実な、市政に対するそういった意味では緊急性とも捉えら
れますので、柔軟な対応ということを考えれば、議会運営委員会として
陳情書をそのように処理するというか対応して、市民の声を受け入れる
という形で緊急性を認めるということでもいいんじゃないかと。私も賛成
の意見を言いたいと思います。

長谷川知司副委員長 繰り返しになるかもしれませんが、議運で判断するというのは大事なことです。その判断をするためにも、担当委員会の意見も聞いていいんじゃないかと思うんですが、それがどうかということなんですよね。

高松秀樹委員 えっと、担当委員会の何の意見を聞かれようとしてるんですか。

長谷川知司副委員長 現在の進捗状況、またこのことに対する要するに緊急を要する理由っていう、3月にはということを書いてありますので、このことについて担当委員会としてはどう考えてるのかをちょっと確認しておきたいということなんです。

高松秀樹委員 僕は議運も産建も独立した委員会だと思っております。つまり、議運から産建に対して、審査に影響するようなことはあってはならないと思っておりますので、議運は粛々とこの陳情書をどういうふうにしていくのかということだけを決定すれば、あと産建のほうで、じゃあどうするかっていうのは決められたらいいんじゃないのかなという気はしますけどね。どうなんですかね。

笹木慶之委員長 今おっしゃった中で非常に大事なことがあるんですが、委員会独立なんですよ。おっしゃるとおり。だから、そのことが、いわゆる他の委員会に影響を及ぼすような形ではない。ただ、それを受けてどう判断するかっていうのは委員会の判断であって、たまたま高松委員は、両方の委員会に属しておられるから、その辺がよく分かる立場でのものが発言できるかなと思うんだけど、私はそれはそうだったと思います。原則論を言えばね。ただ、これは、今の3回目の協議のときも話が出ましたが、状況に応じて内容を吟味して判断していこうということは、あのときに決められましたので、それによれば、このことがいきなりもう、それを無視してやるということではないけれども、それに準拠したよう

な形で今回やったらどうかというところにも来てるわけですね。そうすると、議運とすればそれがイエスかノーか決めないと、前に進められない。そこで、二つに意見が分かれてくると前に進められないということなんですが、いわゆる、そこの問題ですね。

高松秀樹委員　そこは副委員長も、これを産建に送付したらどうかという恐らく結論だったのかなあと思ってますので、おおむね皆さんそのような意見だというふうには感じました。その間のちょっとプロセス数は、若干違ってたところがあったんですけど、結果論は一緒なのかなっていう気はしますよね。

笹木慶之委員長　ということですが、皆さんいかがですか。

長谷川知司副委員長　基本的に、私は緊急というのは人命と防災という判断が自分の中にあるわけですね。ただこれについては、人事異動とかって書いてありますが、行政は継続しておりますから、人事異動そのものは余り緊急性には関係ないんじゃないかという気がしておるわけです。だけど、担当委員会のほうの進捗状況も確認した上で、これが緊急かどうかというの最終的に判断したいというのが私の意見です。

高松秀樹委員　緊急性の認定は非常に大事だと思うんですよ。議会運営委員会ってというのは、陳情、請願も一緒なんですけど、出たときに、通常であれば本会議定例会の前の議運に提出をしていただいて、議会運営委員会は送付先を決定するだけなんです。内容審査に入らないんですよ。でも、そうじゃなくて、今回は第3回であったように、便宜的に取り計らうかどうかということのみを決めるというふうに思ってますので。本当なら、臨時会又は3月定例会なんです。で、臨時会、いや3月定例会を待てなかったら臨時会開催だっていうことになるんですけど、そこをそうしたら便宜的にこれはそれをすっ飛ばして、委員会に送付すべきかどうかのっていうところだけなんです。で、そこで副委員長の言われ

るように、緊急性があるかないか。第3回の結果を見ると緊急性があるときはとあるので、緊急性の認定をここできちんとできるかどうか。した後に、緊急性の認定をすれば、第3回で確認したように便宜的に取り計らうことが可能であるという結論になりますので、その緊急性さえ皆さんが認定できれば、もう産建に送ったらどうかという気はしております。

笹木慶之委員長 考え方は、今のそのとおりだというふうに思いますね。だから、議運の中で決めないことには、次の手段に移れないということですから。ただ、長谷川副委員長も言われたように、私自身も、本来であれば、緊急性っていうのは確かに人命であるとか災害であるとかね、そういうふうなものが多いわけですが、今回のケースによれば、これまでのいろんな審議の経過を見ていた中でね、やはりそれに準拠してやるという事の処し方も一つの方法かなと思います。だから、それについて、皆さんの総意っていうか、意見を求めたいということなんです。だから高松委員が言われたように、いわゆる便宜的ということなんですよ、今回はね。便宜的手法というものをを用いるということですよ。で、どうでしょうか、そういう方向性で話をしていくと。ま、いずれにしてもね、早くやはりその辺のことをきちっとさせるということも大事なことではあるということなんですよ。だから、確かに、行政の継続性ということで、人がAさんからBさんに替わったということ、それは緊急性にはならない。緊急性ということにならないということもありますが、やはり、今までの経緯を踏まえた中で、ここに書いてある主文、執行部との信頼関係を確立して健全で正常な関係修復のためのこれこれという、この部分ですね。これはやっぱり早くやるべきだということが、大きな価値があるということでもあるわけで、そういった意味ですね。

高松秀樹委員 この緊急を要するところのここに書かれるてることは、おおむね副委員長が言われることには賛同するんです。それは行政は継続しているということで、3月になって終わったら終わりっていうわけじゃな

い。ただし、今、次長がこの該当の会社の社長に就任をしておいて、退職をされる。で、その後の社長職が非常に不透明であるということから考えると、ここに書かれていることも、「ああ、なるほどなあ」っていう部分があります。これが職員問題だけであれば、副委員長が言われるとおり、その誰がって話でなくてこれ行政が継続してますから問題ないと言えるんですけど、今の1点については、そういうふうには理解できないと思います。

笹木慶之委員長 大体、議論は尽くしたでしょうかね。ほかに御意見ありますか。副委員長いかがですか。だから、そういう方向性の中でね、来ていただいて、我々の判断というかそれを伝えた中で、現行のことも少し聞いてみるという形を取るのがいいのかどうか。高松委員は、担当委員会の委員長、副委員長をこちらに呼んで、そういったことの確認すること自体は問題ないわけですね。呼ぶ必要はないと言われるわけですか。（発言する者あり）やっぱり、それはそれとして、継続審議中の問題もあるから、確認の意味でね、ということですね。どうですか。はい。皆さんどうですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それじゃあ、そういう形で、出席を要請したいと思います。よろしいですか。（発言する者あり）ああそうか。今の形で出席を要請することに対して、異論ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ全会一致でそういうことでお願いしたいと思います。

（中村博行産業建設常任委員会委員長及び藤岡修美産業建設常任委員会副委員長 入室）

笹木慶之委員長 産業建設常任委員会の委員長及び副委員長には、大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今日御出席いただいたのは、今御手元に資料があるかと思いますが、執行部正常化のための緊急を要する陳情書の取り計らいです。その陳情書については、今御手元に資料がございますように、1番主文として、議会と市執行部

との信頼関係を確立し、健全で正常な関係修復のために、市執行部の姿勢を問うべきであるということなんですね。あとるる書いてありますが、それはまあ事象面が書いてあるわけで、このことで、今、議運として本来であれば、申し合わせ事項の115にある請願及び陳情の処理ということで、それについては議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理するという方法を取るんですが、実は、その新しい議運のメンバーになって第3回目だったと思うんですが、そのときに、やはりこういう緊急性を要する事案はどうしようかという議論をしたわけです。で、もちろん大きな大原則論はあるけれども、状況によって、やはり緊急性を要するものについては委員会で議論をして、そしてその方向性を決めようという形をとりました。今回はそれに基づいてのことで、今、いろいろ委員会で審議をいたしました。原則論を外して、便宜的に本件については、いろんな経緯の中でやはり緊急性を有するではないかというところで処理をお願いしたいという方向性が出たわけです。経緯とすれば、今、産業建設常任委員会は継続審議をして、その中で、こういった問題がどこまで進んでるかということをお我々はよく分かりませんが、そのこと自体はね。そのような形の中で取り計らっていただきたいという方向性が出ました。それについて、ひとつ御発言というかお考えを聞きたいと思います。

中村博行産業建設常任委員長 御承知のように、市場については、平成29年6月に下瀬元議員の一般質問に端を発して、それ以降、休むことなくずっと継続して審査をしております。現在も、非常に執行部の答弁、陳情にあると思うんですが、執行部の答弁について十分な調査を自らしていなくて発言したことによって、その発言の撤回、それに対する謝罪も受けております。そして、この2月の7日には、そういった形で新たに広島税理士さんの最終的な報告書、こういったものについて報告をするということで、7日にも委員会を開く予定にしておりますので、この市場についての審査というのは、休むことなく今後も継続してやってくつもりですので、委員会がそれを緊急性うんぬんということではなく

て、ただ、粛々と進めているという状況ですので、緊急性ということについては、改めて委員会は考えておりません。常に緊急性を持ってやっておりますので。そういうのが実情です。

笹木慶之委員長 ということは、現状の継続審査の中で、そういった気持ちと
いうか内容を持って臨んでおるといことなんですね。ただこの中で、
ここで主文として書かれておる、このことなんです。中身のことはうん
ぬんは、またほかのであります、要は、健全で正常な関係修復のため
の執行部の姿勢を問うという、ここなんですよね。やっぱりその辺りに
ついて、当然のことながら、この後述にて書いてありますが、先ほどの
委員会の中でも出ましたけれども、行政の継続性として組織の中で人
が変わることについては、それはまた別問題で緊急性とまで言えないか
もしれないが市場の役員との関係も関連してきておるとい発言もあり
ましたので、その辺りのことも含めた内容をひとつ御理解いただきたい
というところなんです。それ以後はね、委員会でどう処理されるか私どもが
とやかく言う筋合いじゃありませんから、やはり、議運とすれば、準拠
した形でやはり急いで処理していただきたいなという方向性を出したわ
けです。よろしゅうございますかね。意味は理解いただけますかね。

中村博行産業建設常任委員長 委員長の発言によると、産業建設の進行に準拠
してっていうふうに言われてますけど、これは、とりもなおさず議会在
その緊急性を要するかどうか、議会在判断せいというような内容だと私
は認識しておりますので、これについては、産業建設の立場から言う筋
のものではないと考えておりますので、議会在この緊急性についてどう
いうふうに対処するかというのは、議運のほうでお考えになって、議長、
が決断されるんだろうと考えております。この陳情については、どちら
かというと産建の立場からすると余り関係ないんではないかというふう
な、内容からですね、判断をしておるところです。

笹木慶之委員長 いやいや、その緊急性を要するということの判断の主文の中

に、執行部の姿勢を問うべきであるという、ここなんですよね。これが陳情の狙いですから。その裏打ちがされているのは、理由が全て産建の案件になっているわけ。そこから波及してきた問題なんですよね。だから、それはやっぱりもちろん最終的には議会ということになるかもしれませんが、やっぱり産建自体としてこういういきさつがあった中によって、今信頼関係を失われているということなんで、やっぱりそれは整理されんとですね。ほかのことから来たわけじゃないわけですから。と思いますがね。いかがでしょうか。

中村博行産業建設常任委員長 産建の内容ではありますが、これは、もう実はこの関係者の方にもお話をさせていただいたところ、これは産建関係ないよと言われたんです。産建は粛々とやりよるけえやろうね。これ、議会が執行部に馬鹿にされているよと、軽視されてるよと。その内容を議会に問うてるんだというふうな連絡というか。私のほうでこの内容については、先月も委員会がありましたけれども、その折に、1月内にもう1回委員会をやりますよと委員会の中で言いましたが、議会報告会等でなかなか1月いっぱいは無理ということで、その関係者の方もちょうど議会報告会に見えてまして、次、委員会、いつやるんかねということで、御承知のように議会報告会等々、なかなか月末は行事が詰んでいるので、2月に入ってから早々にやりますよとお答えがあったところで、それについても、産建はこの陳情に対しては余り関係のないようなお答えだったので、それは、議運のほうで審査されるのかなというふうにそのときにも感じております。

笹木慶之委員長 要は、もうこの書面でしか判断できないわけで、裏でどんな話をされたかっていうことは別としてね、この主文とそれから最後の緊急を要する理由のところにも明記されておるんですね。この二つ結び付けて見たら。なぜかっていうことが分かると思うんですが、ほかのことを全く書いてないわけ。だから、何を、どっから端を発したかというところはそうなると思いますよ。これ、受け付けられたのは議長ですが、

議長いかがですか。議長はどうお考えですか。

小野泰議長 市場の正常化について、できるだけ早く道筋を付けてほしいということでのことがございました。この内容を見ますと、所管といいますか、それは、産業建設の内容が多くありましたんでという思いです。

高松秀樹委員 議会運営委員会は、陳情書については、いわゆる取扱い、つまり所管委員会を決定するという事なので、先ほど所管委員会を決定したというふうに理解しておりますので、本日、産業建設の正副委員長をお呼びですので、議会運営委員会として緊急性があるという、つまり便宜的な取扱いをすることを決定したということ、この場で正副委員長に伝えられたらいいんじゃないかなど。普通とは違う取扱いになるんで、それを確認されたら、もういいと思います。

笹木慶之委員長 それを確認したつもりですが、違った意見が出てきたのであえて申し上げたんですが、そういう形の中でひとつ対応をよろしく願いしたいということです。ほかに皆さんいいですか。副委員長、いいですか。

長谷川知司副委員長 産業建設が粛々とされているのは私たちも分かります。ただ、きちんとした道筋を立てることを今されていらっしゃるんですが、ただ、ここにも書いてありますように、人事異動っていうことは、行政には継続性があるから問題ないんですけど、人事異動によって市場のほうの役員関係に異動があったときに、急ぐべき必要があれば急いだほうがいいという、これ陳情だと思っただけですね。そういうことがありますので、これについては私も、緊急性ということはあるかなと今理解させていただきましたので、そういうことでいいです、私は。

笹木慶之委員長 一応そういうことです。取扱いはひとつ委員会のほうでよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。よろしいです

ね。（「はい」と呼ぶ者あり）

（中村博行産業建設常任委員会委員長及び藤岡修美産業建設常任
委員会副委員長 退室）

笹木慶之委員長 それでは、第1点目の付議事項については、以上で終わります。2点目の付議事項、モニター意見についてということで、これは資料2を御覧いただきたいと思います。この資料2につきましては、前回の議運の中でいろいろ御発言がございました。それらを要約っていうかまとめたものが、一応案としてこういう形になっております。追って皆さん方のひとつ御意見を聞きたいと思います。まず1点目の事実確認というところの部分ですが、「政治倫理審査会において「係争中のため発言を控える。結論が出たら説明責任を果たす」との内容の発言が杉本議員本人の発言としてあったかどうか。」という確認です。これについては、当時の政治倫理審査会の中での発言の原文をそのまま書かせてもらってます。ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。これはもう現実ですからね、発言があったということです。それから2点目の「政治倫理審査会での結論は「杉本議員に対して議長より嚴重注意、及び杉本議員の職場における謝罪」で間違いないかどうか。」ということですが、これも正確に書かせていただきましたが、この中で一部違っておるのは、嚴重注意というところですね。これは、議場における杉本保喜議員に対する議長の注意という表現になっています。ということで、これも、そのとおりを掲載しています。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから3点目ですが、3点目と4点目はリンクしておりますので併せて表現をさせてもらいました。ちょっと読んでみますと「2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたのかどうか。」それから「杉本議員は議場において謝罪を行う機会が与えられたが、杉本議員は謝罪を行ったのかどうか。」ということなんですが、ちょっと私も読んでみます。3と4について、令和元年11月11日にモニター

からの意見として提出された時点においては、まず、平成30年6月12日の謝罪について、その状況を述べることになる。杉本議員には、議場における謝罪の機会を与え、謝罪をした。杉本議員には謝罪の気持ちはあったが、結果的にその表現内容により謝罪したと理解する者と内容不十分で謝罪には当たらないとの意見があった。その後、11月29日付けで、宇部・山陽小野田消防組合議会議員を辞職し、政治倫理審査会における杉本議員本人の発言に基づき、令和元年の12月議会の初日、12月4日に、議場において再度の謝罪をした。これらが一連の状況であるが、このことから、事実行為により謝罪したものと思えるが、説明責任を果たしたか否かについては受け止め方の評価であり、運営委員会としてまとめて表現することが極めて困難である。というのが、前回の皆さん方の意見を集約するところこういう形になるということなんです。だから、二つに分けて書いておりますが、謝罪をしたかどうかというのは、これは謝罪という形をとって機会を与えられてしたということで、これは事実行為なんですね。それと今度は中身の問題に分けて表現しておりますが、中身については、今言ったように受け止め方の問題もあるので、市民の全体のものをまとめてここで表現するっていうのは難しいんじゃないかということですが、いかがでしょうか。

高松秀樹委員 今委員長がまとめられた分の11行目ぐらいからなんですけど、杉本議員には議場における謝罪の機会を与え謝罪したと。でも、下を見ると、気持ちはあったが結果的にはそのような表現内容により謝罪したと理解する者とそうでない者があったと書いてあるんで、書き方の問題なんですけど、杉本議員には議場における謝罪の機会を与えたでいいんじゃないですか。与え謝罪したって、これ、ここで謝罪したになってますので、与えたという形。もう一つは最後から7行目の説明責任を果たしたかどうかについてについては、前回もここいろいろ意見がありましたけど、ちょっと当時の議事録を見ないと分かんないですね。なぜかという、果たしているっていう人と果たしてないという人がいたんで。これ事実行為なんで、しっかりちょっと見せてもらいたいですね、

もう一回、議事録を。以上です。

笹木慶之委員長　今そういう意見がございましたが、この件についてはね、あくまで前回の皆さん方の議論をまとめたのがこの文書なんですね。だから、もう1回、今高松委員が言われたようにその辺チェックを掛けて整理し直すということでもよろしいですかね。じゃ、そのようにしましょう。それからその次の決算審査になっていないというところの部分です。ちょっとモニターからの意見を読みますと、9月議会は決算議会だが、各委員会の審査状況を見ると、これは何に使ったのかという質問はされても、1年間を通して予算の使い方や費用対効果などの観点から議員からの問題の指摘や洗い出しがされていない。今の議会に、決算審査における監査機能を求めても無理なのではないかということと、かつては、政策形成サイクルということはよく言われて、決算審査では翌年の予算にどうつなげていくかという議論がされていたように思います。だが、現状は各委員会、いわゆる部会に予算決算が分割付託のように各所管の部分だけが細切れに付託されているためか、各委員会では視野の狭い議論をせざるを得ないのが現実ではないでしょうか。本来、議会は1本にまとまらないと力が発揮できないのでは。執行部対議会の構図にするために、どのような改革が必要なのか議論が必要ではありませんか、ということ。それに対するまとめとして、現在の審査方法は、これまでの経緯を踏まえて開いているもの。開いては、これ要らん。踏まえているものである。各常任委員会に分かれて担当する予算決算について、分科会方式で審査し、その内容を各分科会長の報告に基づき予算決算常任委員会で審査している。分科会の審査に当たっては、あらかじめ担当委員の総意により重点項目事業を定め集中審査し、他の事業等については、予算決算の編成方針に従い慎重な審査に努めている。重点項目事業については、事務事業評価表を審査の中心に置き、費用対効果をはじめ事業の継続性も含めて、その適正を追及し審査内容を深めている。しかし、審査の仕組みの問題等審査における課題を抱えていることも事実であり、今後における対応を十分検討していく必要性も感じている。議会として

も、その役割が適正かつ十分に発揮できるよう努めていきたい、という形です。ちょっと部分的に字句の訂正がありますけどね、それはそうとして、おおむねの中ではそういう感じで、現行の体制を表現しているということなんですが、さあ、いかがでしょうか。

河野朋子委員 確かに、この指摘に対して大変悩ましい問題で、これを解決してこうしたらこうなりますというのはないので、回答としてはこのように書く以外はないのかなっていうふうには思います。課題はあんまりにも大きいので。今の全体で委員会を構成していくというやり方では、指摘のような問題は出てくるなっていうのは感じています。こういう回答ぐらいしかっていうか、これ以上のものがなかなかできないというふうに思います。

笹木慶之委員長 だから、昔の予算決算常任委員会方式、これも問題があったかもしれないが、今の分科会方式もやはり課題を抱えていることは事実ですよ。とかく各分科会以外のことについては、どうしても情報が薄いもんですからね、なかなかやっぱその部分がおっしゃる部分のところにつながってるっていうんかなというふうに思いましたが、やはり限りなく努力していくという方向性の中で問題解決していくという形をとらざるを得んのかなということですね、この表現は。じゃ、取りあえずこれはこれとして置いておきましょう。それから、最後のところの9月5日の民福委員会を傍聴してというところで、9月26日の最終本会議の日の朝刊で、厚労省が市内の日赤病院と市民病院を名指しで診療実績の悪い病院として統廃合を含めた改善計画を出すように求めた記事が掲載されました。なぜこんな大事な問題がどの委員からも緊急質問などの形で誰も取り上げなかったのか疑問です、という質問です。これに関しては、実は昨日も一部新聞に出てたんですが、ここの表現とすれば、新聞報道された内容の取扱いについて、緊急質問として取り上げる必要があると判断されなかったものと思われるとしか言いわけです。個々人の問題ですから。あのときの新聞は、いわゆる問題提起をするということだ

ったんですよね。こういうふうなことが起こるからこうなんだという記事だった。それが、またきのう新聞なんかでもちょっと出てましたが、問題提起をしたということで、それをなくすとかいうふうな時点の表現ではなかった。ということから、いわゆる内容の取扱いについて緊急質問として取り上げるというところに至らなかったということとしか言いようがないと思うんです。ね。ただ、担当委員会とすれば、その後すぐ、こういった問題については、執行部のほうとの対応がされておると読めますが、この質問に対しては、そこまで書く余地がないので、いわゆる緊急質問ということに対する答えにとどまっておるといことです。さて、いかがでしょうか。難しいよね、ここね。

高松秀樹委員 この回答は、まあそうだろうと思うんですけど、このモニターが言わんとしていることは、恐らくそういう話ではなくて、もう少し議会、そのしっかりしなさいということだろうと思うんですよ。もう結果はこのとおりだったんですけど、こういう緊急質問のことで、先ほどのね、決算の2番の改革が必要なのか議論が必要ではありませんかとかというところは、今後、議会基本条例の検証に入りますよね。そのときにしっかり議論をして、どういう形が議会として望ましいのかということ話し合うのが必要ではないのかなという気はします。

笹木慶之委員長 そうすると、今の発言からしますと、現状はこうだけれどもそれをフォローする表現を付け加えていくと、この後にね。かつて緊急質問があったケースというのは極めて少ないんですよ。多分そういった辺のところもあるのかなと思いつつも、ね。さりとて、それは確信を持ってないことですから、事実あったことしか表現できない。となればね。ただ簡単に思いを書くわけにいかんじゃないですか。

高松秀樹委員 前も言いましたけど、平成17年から緊急質問を恐らくされたのは1回だと思うんです。問題は、議会側が言論の府として、この緊急質問がツールの一つであるということをしつかり理解できてないという

のが問題であると。緊急質問したからといっていうわけでもないと思う
んですよね。その理解を我々が深めていくことこそが非常に大事な問
題ですよね。それは議論が必要なので、今の段階ではこの議運をするの
か、それとも議会基本条例の検証のときにするのかとか、又はいろんな
研修でこういうことを学んでいくのかということ、今決定してないの
で書けないんですけど、そういうことを今後やっていく必要があるとい
うふうには思っています。

笹木慶之委員長 だから、その辺の対応を今後の方向性を少し書いていきます
か。ね。あんまり具体論を書けんけどね。だから、現実的なことしか言
えんので、簡単な思いを書くわけにいかんからね。じゃ、それはちょっ
ともう1回検討をひとつ。高松さん、そこはしっかりしてください、こ
こは。この件については、じゃあよろしゅうございますかね。（「はい」
と呼ぶ者あり）じゃ、ちょっと1時間ばかりやったんで、ちょっと頭の切
りかえをしないと、項目が一杯動いてきますから、ちょっとここで10
分休憩しましょう。はい、よろしくお願ひします。

午前10時56分 休憩

午前11時8分 開会

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて、委員会を再開いたします。付議事項
の第3点目、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事
項についてを議題といたします。事務局のほうに、何か執行部のほうか
ら…

高松秀樹委員 市長専決処分180条の1項の議論に入る前にですね、執行部
のほうから、本日の議論のために資料を事務局のほうにお渡しになっ
ておると聞いておりますので、是非その資料を議会運営委員会の委員に配
布していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

笹木慶之委員長 お願いしたいと思います。

中村議会事務局議事係長 かしこまりました。準備いたします。ただ、インターネットで中継しておりまして、その資料のアップの関係がありますので。委員長済みません。ちょっともう一度おさらいいたします。高松委員がおっしゃったように今事務局のほうに執行部のほうから、専決に係る資料をA4で3部頂いております。すぐ印刷いたして準備はできるんですが、委員会の公開に当たって、視聴者におかれては、その資料がないと委員会の中継を見ても理解できない部分があります。ただ、今、インターネットの調子がちょっとよくないようで、資料のアップに少し時間が掛かるようですので、この事項をちょっとペンディングというか置いておいていただいて、次の付議事項に入っていただけたらと思います。インターネットが回復したらすぐお知らせいたします。

笹木慶之委員長 はい、分かりました。という説明ですので、3番を飛ばして4番の議会基本条例の検証についてということを経験とさせていただきます。本件については、各会派のほうから提出していただいたものを事務局でまとめて、それぞれの議員の手元に配付されておるとは思いますが、この取扱いについてを議題といたしますが、これについての御意見はございませんでしょうか。事務局のほうから何か補足する事項があればおっしゃってください。特にないですか。

石田議会事務局次長 特にはございません。

笹木慶之委員長 特にないようですが、そうしますと各委員の意見ということになります。それぞれの会派に持ち帰っての話はどのような形になったのでしょうか。

伊場勇委員 事務局も、全員の意見やら評価をまとめていただいて、たくさん

の意見もある中で、検証といいますかしっかり見直すべきところは見直ししながら、もっとしっかり集中的な議論をするべきだなと会派としては思っております。それに加えて3月の後半にアドバイザーの方が、また本議会にも来ていただくということですので、その意見も参考にしながら、やり方は、例えば特別委員会を作るのかどうかというところはまだこれから協議しなきゃいけないと思いますが、今このタイミングで、何もしないというのは避けて、しっかり細かいところをしっかりと協議していくというやり方を取るべきではないかとは考えております。

笹木慶之委員長 もう1回ちょっと確認しますが、方法論はまだちょっとさておいて、いずれにしても慎重審議を進めていくということの中で、江藤先生の御意見も伺いながらまとめていくということですね。必要であれば、特別委員会の設置もやぶさかではないということですね。

石田議会事務局次長 今、御意見がございました。それで、議会基本条例においては、第34条の条例の見直し等ということで、「議会はこの条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において2年ごとに検証します。」というふうになっております。基本条例上は議会運営委員会において、2年ごとに検証するという規定がございます。それから、そして「検証の結果、必要と認める場合はこの条例の改正を含め、適切な措置を速やかに講じます。」ということです。まず、検証の主体は、この条例では議会運営委員会、そして2年ごとに検証となっております。そして前回、平成29年の検証の結果、条例改正をしております。それで2年と言いますと、これはいろいろ考え方、解釈の仕方があろうかと思いますが、平成29年度に検証したと。平成29年の9月議会で条例改正、そして、平成30年、そして、今、平成で言いますと平成31年度ということで、2年おきとなるとこの年度、今で言いますと令和元年度で、そのまま年度単位で考えると本年度に改正をすべきという解釈もあるなというふうに思っております。

笹木慶之委員長 私も、その部分はよく分かってるんですが、それはそれとしての前提の中で、今皆さんの意見を聞いているわけです。果たして、議運でやっていくことが、全体の意見の反映になるのかなということもあるし、場合によれば、やはりもっと審議を深めるために別の方法もということも。それを決めるの議運だと思っただけですけどもね。だから、それらを含めてということで、意見を聞かせてもらっておるということです。

伊場勇委員 平成29年に検証した結果です。どういうふうなやり方をされたのかをちょっと教えてほしいんですけども。

石田議会事務局次長 検証の方法ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）検証の方法は、今回と同じように議員からの評価のアンケートをとりまして、それを基に議会運営委員会で協議をされまして、この平成29年度の場合は、先ほど申しましたように条例改正を行ったということです。

高松秀樹委員 それより前は検証してなかったんかね。

石田議会事務局次長 はい。それ以前は検証されておられません。

高松秀樹委員 されてないっていうのは、2年たったのにしてないっていう意味。

石田議会事務局次長 はい、そのとおりです。

笹木慶之委員長 そういう過去の経緯も踏まえた中で、さてこれから、これをどうするかということになろうと思うんですけどね。

奥良秀委員 当会派でも、私が6人のまとめ役で行ったんですが、どうにもこうにも、要は評価としては、Aの方もいれば、Bの方、Cの方ばらばらという中で、会派でまとめるのもなかなか難しいということであれば、

やはり伊場委員から言われましたが、これは手法になりますけど特別委員会を開いて精査、いろんな意見をまた取りまとめて集めていただければと思っております。以上です。

高松秀樹委員 僕も、今の奥委員の意見に賛成で、議会基本条例はしっかり検証していく必要があると思います。今回のアンケートを見てみると非常に興味深い結果になっておって、これを議運ではなくて特別委員会を設置をして、しっかりやっていくべきだというふうに思います。

笹木慶之委員長 ちょっと確認しますが、高松委員の今の特別委員会の設置の判断基準というのは、あの、しっかり検討するというのもそれはそうそうなんです、今たまたまね、奥委員が令和の話をされて、というのは意見が、例えば、AがあったりBがあったりというばらばらだから、会派としての取りまとめができないという状況からそういったことになったわけですね。

高松秀樹委員 私も見ましたが、私の会派もばらばらやったんです。そこをよく考えてみると、恐らくその認識の違いだったり解釈の違いだったりではらけている部分もあるし、もちろんそうじゃない部分もありますので、それをこの特別委員会で検証という形で一個一個丁寧にやっていくというのが一番大事かと思います。議運でもいいんですけど、懸案事項が多くて、なかなか時間が取れなかったりするのを考えると、より多くのメンバーで組織された特別委員会でしっかり議論をして検証をするというふうにするのが一番いいと思います。

笹木慶之委員長 副委員長のところの会派はいかがでしょうか。

長谷川知司副委員長 私の会派もやはりまとまっておりませんでした。そうした中で、高松委員が言われましたように、この議会運営委員会の中でやるっていうのはちょっと困難かなと思います。ですので、特別委員会の

設置をして、そちらで集中的に審議されるほうがいいかなと思います。

笹木慶之委員長 河野委員のところはいかがでしょう。

河野朋子委員 手法については特に会派から特別意見があったわけではありません。検証は絶対必要だし、会派で意見がまとまらないということを考えると、特別委員会を作ってもまたなかなか全員の意見というのはまとまらないというのは想像はできるんですが、そうは言ってもメンバーを少し増やしたり、無会派の人をそこに入れてかかってということによって、少しでも意見を吸い上げるということを考えたら、そういう方法もあるのかなというふうに今思いました。

笹木慶之委員長 そうしますと、本件の検証については、いろんな背景を踏まえた中で、より多くの方々の意見を反映しながら取りまとめを行っていくという方向を、皆さん望まれるということなんですよ。ということなんですが、さて、事務局のほうで、問題はそこなんですよ。そういうふうな形になったときに、今の決め事は、一応議運でということになってますよね。これは解釈の問題ですが、議運で1回受けましたと。議運で審議をしましょうと。その審議の結果、この方法は、こういう形でやりましょうということに飛んでいいんですか。そこの問題です。

石田議会事務局次長 通常の三つの常任委員会があります。総務文教、民生福祉、産業建設、それぞれ所管事項、市の業務を網羅しておりまして、それに関して、これまでも、例えば、山口東京理科大学の調査特別委員会とか設置をしておりますので、それと同様に考えれば、議会運営委員会のある事項について特別委員会を設置して、それについて審査するというのも可能であろうというふうには考えております。

笹木慶之委員長 方法論としてね。だから、一応議運で受けて審査をするという過程の中で、もっともっと十分に内容を深めていきたいということの

中で、議運で決定していけば、それは問題ないということですね。

石田議会事務局次長　そうですね。最終的には本会議で議決をして特別委員会を設置すると。通常の特別委員会は全てそうでございますが、そういう中で、基本条例には議会運営委員会という文言がありますが、議決でそれを特別委員会で審査、調査、審議するということも可能であろうというふうに考えます。

笹木慶之委員長　そういう形で、皆さんよろしゅうございますかね。となれば、この当該委員会でこの内容について、これ以上中に入れていっても仕方がないでしょ。ということは、その次の手続を取るための方法をせざるを得ないということですね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、本件についてはそのようにさせていただきたいと思います。それから最後のもう1点の議員研修会についてを議題といたします。資料の3を御覧いただきたいと思います。これはもうかねてから協議いただいておりますように、2月5日の1時半から、場所は第2委員会室で、伊関友伸先生…読んでください、すいません。

中村議会事務局議事係長　では、議員研修会資料3の説明をいたします。ちょっともう一度おさらいです。日時、ここに書いてあることが現在までで議会運営委員会の中で決まったところであります。この説明をします。日時は、あさって2月5日水曜日の午後1時30分から。場所は向こう側の第2委員会室を予定しております。講師は伊関友伸先生。お読みが「ともとし」とお読みします。城西大学の教授になられます。演題が、ちょっと一文字訂正がありまして、「地域の医療を残すために」。以前は「地域に」になっておりましたが、「地域の医療を残すために」ということで演題項目が変わっております。内容はこれははっきり決まらなかったと思うんですけど、例年では、開会挨拶があつて、講演、質疑、応答で、講演が2時間、先生が希望されているというお話は以前したかと思ひます。質疑応答を含めて、大体2時間15分から30分程度で、

終了時刻が午後4時頃を予定しております。閉会挨拶、これが通常の流れになろうかなと思います。過去を見ると、開会挨拶は議長なんですが、議長はこの日、東京に評議委員会があり不在ですので、今までの流れでいけばここが副議長になって、閉会のときに議会運営委員長のほうから挨拶していただいているのが過去の流れのようです。それで対象については、議員研修会ですのももちろん議員の皆様と事務局職員っていう形になろうかと思いますが、これ、少し話出たかもしれませんがこの講演の前に、病院局の國森事務部長と伊関先生のお話がありまして、内容がこういう内容でありますので、執行部の一部の方に御案内してもどうかなっていうところも、今からちょっと皆さん直前ですけど御協議いただけたらっていうところと、最後の傍聴、何も記載しておりませんが、議員研修会ってということだと場所等の兼ね合いもありますので、なかなか一般の方は難しいんじゃないかと思いますが、そこも、今日のうちに決めておいていただけたらということで、一応過去の傍聴、2年前の8月5日でしたか、文化会館で江藤先生に研修していただいたときには一般の方の傍聴もやりましたので、この度どうするかを一応議会運営委員会の中で決めていただけたらと思います。以上です。

笹木慶之委員長 今、説明があったとおりなんですが、そこで残された問題は対象ということで、議員と事務局職員はいいんですが、要はせつかくの講演ですから、関係する部長方ぐらいには出ていただいて、一緒に受講するというのもいかがかなと思うんですけど。やはり病院が抱えてる課題というのは、これからやはり2025年問題以降のこともあってですね、やはりそういう理解を示していか、深めるということも大事じゃないかなと思うんですが、よろしければそのような対応をさせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうかね。

長谷川知司副委員長 部長さんって言われても、実際実務はもうちょっと、課長とか補佐のほうがいいんじゃないかなと思うんですね。部長では辞められるも部長も結構多いですしね。

笹木慶之委員長　そこまで言うてしまふとなかなか難しいんですが、一応各部、各部っちゅうのは各部長に出席をお願いして、かといって限りがあるでしょう、職員席のね。ということで、何ていうかな、もちろん部長は、退職される方はもうほかの人に譲られてやね、というようなこともあるでしょうし、誰が出たらいいのかということを含めてね、ということでの出席要請だと思います。ということで、あとは執行部で御判断いただいて、例えば執行部から何人ぐらい大丈夫ですよという話をしながら、ということになろうと思いますが、これは議長、よろしいでしょうかね、そういう方向でね、やっぱり深めていったほうがいいと思いますからね。じゃあ、一応事務局のほうで、可能な人数を、ちょっと私も今とっさに何人ということとは言えんので、関係する部署含めてこれは研修担当は総務部長になろうと思いますが、そちらのほうにおおむね何人ぐらいでということで関係者の出席をお願いしたいということの御案内をしたらどうかと思うんですが、いいですかね。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、そういうことでお願いしたいと思います。それから、併せて傍聴ということなんですが、これスペース的にどうでしょうか。難しいでしょういね、場所が。

長谷川知司副委員長　もう今から5日の件ですから、傍聴する人もどのようにお知らせするかっていうのがあから、今回傍聴はちょっと難しいと思いますが。

笹木慶之委員長　ですね。

高松秀樹委員　前回、ほら、今話しよった、それは傍聴が何人ぐらい来られたんです。

中村議会事務局議事係長　済みません。人数ははっきり覚えてないんですけど、一般の方で来られた方がいらっしやいました。

笹木慶之委員長 確かに今副委員長言われるように、もう明後日の問題でしょ。

これ、なかなか難しいですよ。職員については、伝達行為っていうかということで大丈夫と思うんだけど。

高松秀樹委員 これ、どういった形で広報してるんですかね。一般傍聴って何かを見んと来れんじゃないですか。広報されてますか。

中村議会事務局議事係長 ちょっとこれも記憶で申し訳ありませんけど、議員研修会は、通常、報道へ一応流します。で、今回日にちが迫っているっていうところもあり未決定の部分があったので、2日前っていう形になりましたけど、報道発表、議員研修のときはしてますので、それが告知の段階がもちろん早ければ、一般の方にももちろん知られますし、という形では流しています。ちょっと広報、市の広報に載せたかどうかっていうと、ひょっとしたら議会だよりに載せたのか。ちょっと覚えてないんで申し訳ありません、そこは。はい、報道にはファクスを流しております。

笹木慶之委員長 仕方ないでしょうね。時期とタイミングの問題もあってね。じゃあ、本件については、多少気にはなりますが、やっぱり今の議会、議員とそれから執行部の関係する方ということで行いたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、お願いしますよろしいですか、例の180条の件は。

中村議会事務局議事係長 すいません。時間が押してきましたけど、180条の前に先ほどのモニターの件でちょっと確認させていただきたいところがあります。先ほど、2ページのところで高松委員のほうから、議事録の確認をしておきたいというお話がありました。12月議会、4日の本会議録っていうことだと思ってるんですけど、これはまだ現在調製調整中で、外に今出せる紙ベースとかですね、データに今なっておりません。この

回答を広聴特別委員会にお返ししないといけないんですが、広聴特別委員会が2月12日になります。3月定例会に関する議運が実はもう13日になりますので、例えば、未決定の案件をきちんと議会運営委員会でまたするとなれば、そこまでしないといけません。今の本会議録を確認してからという部分になると、ちょっと12日に広聴にお返しするのはこの部分については難しいのではないかなと思いますので、そこを皆さんでちょっときちんと決めていただいて、現時点回答できる部分までということの方向性を出していただけたらと思います。

笹木慶之委員長 今のタイムスケジュール的にそういうふうなことになるということなんですが、本件の取扱い、どういたしましょうか。

高松秀樹委員 本来なら、十何日かの広聴委員会に回答を出すというルールだと思いますけど、いわゆる議事録の精査も必要で、こちらの今度は回答の正確性が優先されると思いますので、ここはずれ込んでも仕方がないと思います。

笹木慶之委員長 ほかの方の御意見はいかがでしょう。ということは、皆さんも精度を上げて、現状をまとめるということに賛成ということですね。よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局議事係長 ということは、おさらいをいたしますと、これは③、④の部分だけについてという、今理解でよろしかったでしょうか。最初の1ページ目の①、②それから、3ページと4ページについては、もう回答をするということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）了解いたしました。

笹木慶之委員長 じゃあ、そのような取り計らいをしたいと思います。はい、時間がかかり押ししておりますが、よろしゅうございますか、180条。

中村議会事務局議事係長 お待たせいたしました。委員会記録アップできたので、今からすぐお配りいたします。

(資料配布)

笹木慶之委員長 それでは、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についてを議題といたします。既にもう各会派に持ち帰ってしっかり議論がされたと思いますので、それぞれの会派の考え方を順次報告いただきたいと思います。

伊場勇委員 協議した結果、執行部からの大枠の意向というところは受け入れてもいいんじゃないのかなというところがありますが、中身のその金額の設定、要は範囲内は、まだ、しっかり決まってないというところですよ。パーセンテージを付けて、プラス上限も付けるべきでないかというような、少し具体的なお話もしましたけど、その数字が幾らが妥当かというところはまだ結論が出てない状況です。以上です。

笹木慶之委員長 はい、そうしますと、180条の設定いわゆる条例、いわゆる専決処分については同意するが、金額については、まだ未決定ということですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

奥良秀委員 令和で話し合った結果なんですが、今179条と180条がある中で、180条の中に執行部のほうからの提案で1億5,000万円以上のものに対して、要は1,500万円っていうところで、今、現状の執行部の公共工事等々の取組の中で、これが180条に妥当なのかっていうところはちょっと今条件としてはちょっと難しいのかなと。もっと精査をきちんとしていただいて、公共工事という工事が100%というものはないですが、ある程度市民の皆さんに理解ができるような公共工事の運び方をまず執行部にさせていただくと。そういった流れの中できちんとしてきてるのであれば、今度は金額的に山陽小野田市に見合う、

1, 500万円という金額が妥当なのかどうなのかをきちんと見ていただきたいと思います。1, 500万円っていうところなんですが、昭和34年10月23日の建設大臣官房行政課長のほうから、軽易な事項であるか否かは、当該地方公共団体の規模、請負金額の多少、請負の内容等々の具体的な事実在即し、総合的かつ客観的に判断するということがありますので、そういったところをもっと具体的に審議していただきたいと思います。会派の中ではそういうふうに決めております。以上です。

笹木慶之委員長 ちょっと確認しますが、令和のほうは、全否定ということではないんですね。条件を整えばということですね。

奥良秀委員 当会派のほうは全否定ではないんですが、今の状況では難しいという内容です。

笹木慶之委員長 はい、ありがとうございました。それでは、河野委員。

河野朋子委員 まずやはり原理原則というか、そういったことを考えると、こういった追加についてはどうなのかという強い意見がありました。本来、やはり議会にきちんと諮って、臨時議会を開くなりそういった手続を踏んでやるべきじゃないか、安易にこういったものを受け入れるのはどうなのかといった意見があった一方で、こういったことを追加するにしても、その中身について、この1, 500万円という金額については、まず受け入れるわけにはいかないということで、もっと金額あるいは他市でもパーセントでこういろいろとやっているところもありますが、そういったことの併用などを、もし追加するのであればそういった細かいことの議論をきちんとしての上でといった意見があった。一方、原理原則に立つべきというような強い意見もある反面というところなので、全体の意見を調整していく中で、もし可能ならばそういった金額の調整あるいはパーセンテージの調整ができるのであればというようなところなんです。

高松秀樹委員 長くなるので結論だけ言いますが、180条の1項については認める方向で行こうという結論に達しております。しかしながら、金額については、今、配布していただいた資料の一覧を見てみると、表の17までは大きかったり政令指定都市だったりするんですが、裏面を見ると同規模な感じのところがあるのかなあと。その中で、パーセンテージと上限金額を両方書いてある形で結論が出ると一番いいというふうに会派では話し合いました。

笹木慶之委員長 そうすると、今の件をもう1回確認しますが、方向性は認めるけれども、金額の定め方については議論する余地はあるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司副委員長 みらい21で話した中では、やはりこの180条の提案そのものは認めると。ただし、金額については、今の金額でいいのかどうか。これについては、もっと審議すべきだという声が多かったです。

笹木慶之委員長 今出た意見をまとめてみると、まず全否定はないということですね。これ駄目なんだという。ところが、今度その段階で二つに分かれておって、いわゆる金額のみに限定して、その在り方を定めるという会派と、それ以前の問題として、執行部の体制の問題ですよ。体制ができてないのに、その権限を付与するというのはいかなものかということと併せて金額の問題ということなんですよね。そこに実は分かれてきたわけです。ということで、これはまだまだしっかり議論進めていかなくちゃなりません、大きく分けて、まず1点は金額の問題があるでしょう。それはそれとして進め方もあろうと思いますが、それ以前の問題の部分については、しっかり検証していかないとなかなか難しいという問題が残ってくると思いますね。私の立場として余り申し上げる訳にはいきませんが、とは言いながらまとめるに当たって、やっぱりいろいろ調べてみる中で、やはりはっきり言われておるのは、専決処分を避けるための業務の適正化であるとか、あるいは専決処分を避けるためには

どうするべきかという、やっぱりその在りようが求められておる。専決処分の前には求められているということも実は事実なんですよね。だから、そういったことも含めて、更に協議を深めていかざるを得んのかなという気がいたします。ということで、今日この結論をすぐ出すというわけにはいきませんが、また、いろいろ議論を深めていって見て、もちろんこの議運というのは全体的にやっぱり収めるところへ収めんと前に進みませんので、そういったことも含めて。もう1点は、これ確認で、前回の議運のときに確認したつもりがどうも意見が二つに分かれていて、聞いておると二つに分かれたということなんですが、1件1,500万円という、1件という取扱い。これは契約が1件。一つ何とかの事業ということでじゃなしに、事業の契約に基づいて1件、2件と数えるというのが普通ですからね。例えば、たまたま庁舎の件が出てきますが、総体金額に対して分離をすれば、その項目は増えてくる。金額も増えてくるということになる。これは事実としてね。ということは一応申し上げておきたいというふうに思います。

高松秀樹委員 今委員長が言われたのは、前の議運ときに僕が質疑した件だと思うんですけど、1件1,500万円という書き方をしてたので、僕は執行部に、これ例えば10億円の契約で、1回に1,500万円という意味じゃないんですよねと。累積でマックス1,500万円ですよねと。考え方は、1回で1,500万円やったら、10回で1億5,000万円になるんです。そういう形ではなくて、全部トータルで最初300万円しました、500万円しました、500万円しましたってなるともう残りが200万円しかありませんよねっていうことの確認をされたってことでしょ。そういうことでいいんでしょう、この専決1,500万円以内というのは。

笹木慶之委員長 今高松委員が言われたことではなしに、これはもう1回よく確認してみる必要がありますが、あえて、今朝確認をもう1回しました。そうしたら、1件というのは請負契約が1件。1億5,000万円以上

がいわゆる議決事項ですから、それに対して1件。だから、分かれてくれば、例えば10億円の中でも五つに分かれ、それが全部1億5,000万円を超えておれば、その5倍の金額ということですよ。

高松秀樹委員 委員長、何か勘違いされそうな話なんですけど、そもそも、一括発注すべきものを何らかの理由により分割発注するのは、これは脱法行為ですので、まずそういうことはないということ。これはあくまでもその契約について1件1,500万円なので、分けたとか一緒になったという話じゃなくて、契約そのものを直視すべきすべきということなので。もちろん御存じだと思ってるので、そこを僕たちも勘違いするわけにはいかないなというふうな気がしています。

笹木慶之委員長 問題はね、金額に関係してその部分がやっぱり大きな一つの考え方になってきますからね。やっぱりそこをもう1回よく抑えた中で、方向性を出していくということが必要ではないかということで、あえて申し上げたわけです。

高松秀樹委員 さらに、1,500万円っていうのを我々も会派の中でいろいろ話したんですが、例えば、市庁舎が10億円とすれば、1,500万円は1.5%なんです。しかし、議決事項の1億5,000万円を考えると10%なんですよね。それを考えたときに、これ金額の問題じゃないんじゃないかっていうことになって、パーセンテージですべきだろうと。そこで我々の判断基準は、180条の1項にあるように、軽易な、この経緯というのが一体幾らを認定できるのかというところだと思うので、それはしっかり考えていかなきゃいけないし、僕は奥委員が言われたのが一番大事な話で、今回は専決を認めるかどうかの話ですけど、現実的に全国各地を見てみると専決をしないように、例えば業者の皆さんにかぶってもらおうとかですね、そういう事態がやっぱり生じておる。これは避けなきゃならない。そうなるのは、なぜ専決が必要になってくるかっていうと、職員の問題、組織の問題もあると。それがクリアできずに

僕たちが専決を認めましたと。でも同じようなことが横行しましたと。つまり工事のたびにその業者が泣いてますとか、こういう事態になるとこれは最悪なので、そこはしっかり今度は執行部を呼んで話をされないと、僕たちもうかつにこれを認めるわけにはいかないと考えてます。

笹木慶之委員長 そのとおりだと思いますね。ということでやっぱりいろいろ隘路あいもありますし、考え方の整理の中で執行部に出てきてもらって、ポイントを押さえながら、やはり、再度しっかり検討する、研究することが必要だと思います。午後の予定の関係もありますので、今日のところそれ以上の議論には至らないというふうに思いますので、再度持ち帰って検討いただきたいということで、中身をしっかりと精査した上で、やはり、適正な判断の下に適正なものを作るということに、ひとつ御協力いただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、今の180条の件につきましては、再度、大体全体の雰囲気は分かったと思いますので、その辺りもう1回よく押さえて次の委員会で協議をしたいと思います。次回については、執行部の出席を求めるということでいいんですね。できないできませんわね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、事務局のほうで調整をお願いしたいと思います。大変長々と今日は大変重要な案件が随分あって時間を要しましたが、最後にその他ということですが、事務局のほうから何かありますでしょうか。

石田議会事務局次長 一応、御確認ですが、12月定例会で組織条例が改正されました。地域振興部が来年の4月1日から廃止ということで、本市の議会委員会条例もその地域振興部を引用しておりますので、その辺りの改正を3月定例会で出す必要があるということ、一応ここで確認させていただきます。

笹木慶之委員長 はい、今日は、大きな問題5つ、いろいろございましたが、次回に持ち越して検討という部分もあるし、それから、議運としての意

見を次の段階に発するという部分もありますが、全体的に、今日、決定事項に基づいて処理をしたいと思いますが、よろしゅうございますね。
（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、第11回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前11時56分 散会

令和2年（2020年）2月3日

議会運営委員長 笹木慶之